

長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における健康福祉に関する課題を明らかにし、課題解決の方向性や取り組み等について、市民の参加を得ながら協働して総合的に推進するため、長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉分野にかかる行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般にかかる取り組みに関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (5) その他、市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 健康福祉サービスの利用者
- (3) 健康福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 推進委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、次の協議事項を処理することができる。

- (1) 健康づくり部会
 - (2) 児童福祉部会
 - (3) 障害福祉部会
 - (4) 高齢福祉部会
- 2 前項各号に属すべき部会員は、推進委員会の委員の中から委員長が指名する者と新たに選任する者を、市長が委嘱する。新たに選任する者は、推進委員の選出区分を勘案して決定する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 推進委員会は、部会の協議をもって推進委員会の処理とすることができる。
- (部会の協議事項)

第6条 前条に規定する部会の協議事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関する事。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、地域の健康づくり推進に必要な事項に関する事。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関する事。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、児童福祉施策に必要な事項に関する事。

障害福祉部会

- (1) 障害福祉施策の推進に関する事。
- (2) 障害者（児）福祉基本計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 障害者福祉の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、障害者福祉施策に必要な事項に関する事。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関する事。

- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、高齢者対策に必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる部会にかかるものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部児童福祉課
- (3) 障害福祉部会 健康福祉部障害福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進委員会の会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。
- 3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。